

2008年8月29日 全7頁

金融庁の税制改正要望について(1)

制度調査部 吉井 一洋

少額投資非課税制度、高齢者非課税制度の導入を提案

「要約〕

- 2008 年 8 月 29 日に、金融庁は平成 21 年度税制改正要望を公表した。
- 要望の柱は、日本版 I S A (少額投資非課税制度) と高齢者非課税制度の導入である。これらは 投資を促進する効果は期待できる。ただし、前者については導入に時間がかかると思われる。後 者は限度額を超過した場合に申告事務が生じることや国民健康保険料等の増加につながるという 点を解決することはできない。また、新証券税制の簡素化にはつながらない。
- 10%税率の限度額を撤廃して申告不要の制度を 2009 年、2010 年においても維持し、その間に、 一体化や配当二重課税の調整を念頭に税制改正の議論をすすめることも視野に入れるべきではな いかと思われる。

1. 金融庁の税制改正要望の概略

◎2008年8月29日に金融庁は、平成21年度税制改正の要望を公表した。要望の中心は下記の二点である。

日本版 I S A (小口の継続的長期投資非課税制度)

- ◇英国のISA (Individual Savings Account) を参考に、年間拠出額 100 万円までの株式、株式 投資信託について配当・分配金を非課税とする。
- ◇拠出期間は10年間(拠出限度額累計は1,000万円)とする。

高齢者投資非課税制度の導入

- ◇高齢者の上場株式等の配当について年間 100 万円を非課税、譲渡益について年間 500 万円まで非 課税とする。
- ◇上記の非課税措置は、少なくとも 2009 年、2010 年の 2 年間は継続する。
- ◇限度額までの金額については、国民健康保険料等の計算のベースに含めないこととする。
- ◇源泉徴収は 10%のままで、限度額以下の投資家は確定申告により還付を受ける方法を想定している模様である。

2.2008 年度税制改正で導入された新証券税制の問題点

◎2008 年 4 月 30 日に成立した 2008 年税制改正法(「所得税法等の一部を改正する法律」、「地方税法等の一部を改正する法律」等)により、2009 年以降導入される新証券税制の概要は、6 ページ図表 5、7 ページ図表 6 のとおりである。新証券税制は配当、譲渡益の税率について原則 20%とし、平成 21 年、22 年に限り、配当については年間 100 万円、譲渡益は年間 500 万円まで 10%税率を維持するというもので

ある。

◎限度額は1口座ではなく、全ての口座を対象としている。したがって、全ての口座を合算して100万円、500万円という限度額を超えないか見る必要がある。源泉徴収税率は10%なので、限度額を超えた場合、不足分を確定申告により納付する必要がある。その際には、限度額とは異なる課税配当金額、課税譲渡所得を計算して、超過部分のみ20%の税率を適用して税額を算出する。

2008年 2009年、2010年 配当 10%源泉徴収で納税完了 年間受取配当等が 100 万円超なら ⇒ 確定申告で追加納税が必要(申告事務の発生) (申告不要) 課税配当所得が ・100 万円以下の部分は税率 10% ・100 万円超の部分は税率 20% 譲渡益 10%源泉徴収で納税完了 年間譲渡所得等が500万円超なら (源泉徴収口座の場合) ⇒ 確定申告で追加納税が必要(申告事務の発生) 課税譲渡所得が ・500 万円以下の部分は税率 10% ・500 万円超の部分は税率 20%

図表 1 2008年の証券税制と2009年、2010年の新証券税制の比較

◎この税制に関しては、次のような点が問題となっている。

特定口座年間取引報告書

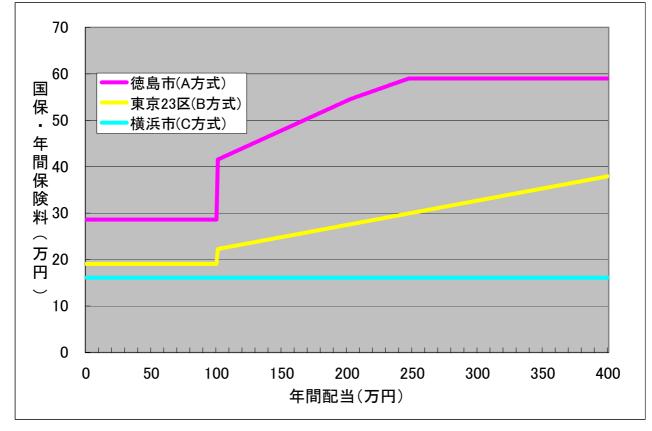
の税務当局への提出不要

- ①仕組みが非常に複雑で、個人投資家は理解できないし、証券会社の営業員も十分な説明はできない。
- ②100 万円、500 万円の限度額を超過した場合に、確定申告が必要となり、税負担が増加する以外に、以下の問題が生じる。

特定口座年間取引報告書の提出必須に

- ◇個人投資家本人による限度額管理(複数の口座の合算)が必要となる。
 - →制度を十分に理解していないため、限度額を超過しても申告せず、**意識しないままに脱税してしまっているような個人投資家が増加する可能性がある。**
- ◇確定申告により合計所得金額が増加し、個人投資家が意識していなかった負担増が生じてしまう。
 - ・配偶者控除(※1)、扶養控除(※2)、住宅ローン控除(※3)の適用が受けられなくなる可能性がある。
 - ・国民健康保険料、後期高齢者医療制度の保険料が増加する(※4)。
- ※1 配偶者の合計所得金額が38万円超の場合適用不可
- ※2 扶養親族の合計所得金額が38 万円超の場合は適用不可
- ※3 合計所得金額 3,000 万円超の年は適用不可
- ※4 詳細は「新証券税制による税・社会保険料の負担増の試算」(2008 年 8 月 21 日 是枝俊吾)参照
- ◎ 例えば、国民健康保険料の場合、地方自治体ごとに計算方法が異なる。確定申告した所得をベースに保険料を算出する自治体(A方式)や、申告所得に基づき算出した住民税額をベースに保険料を算出する自治体(B方式)の場合は、配当や譲渡益を確定申告することにより保険料が増加する。配当が 100 万円を超えた場合の増え方を見ると図表のように急増する。





図表 2 年間配当と国民健康保険料

※詳細は「新証券税制による税・社会保険料の負担増の試算」(2008年8月21日 是枝俊吾)参照

3. 金融庁提案による影響

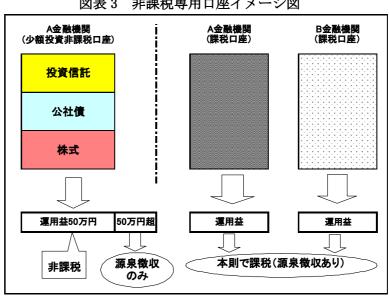
(1) 高齢者投資非課税制度の導入

- ◎高齢者に対する配当年 100 万円、譲渡益年 500 万円の非課税措置は、貯蓄から株式や投資信託への資金 シフトを促すという観点からは望ましいが、限度額超過などにより確定申告が必要となった場合に、申 告事務負担や社会保険料が増加するという問題点を完全に解消することはできない。新証券税制の複雑 さを緩和することもできない。
- ◎金融庁では、10%で源泉徴収し、非課税の適用を受ける場合には申告により還付する方法を考えている 模様である。国民健康保険料等の増加問題に対応するために、限度額までの金額については、国民健康 保険料等の計算のベースに含めないこととしている。
- ◎この案では、限度額を超えようが超えまいが申告事務負担が生じる。限度額を超過した場合には、想定していなかった国民健康保険料等が増加するという問題も残る。申告事務負担が生じ、想定外の国民健康保険料等の負担が増加するという新証券税制の問題点は解決できないし、新証券税制の簡素化にはつながらない。新証券税制を一旦棚上げにし、2年間(あるいは1年間)は限度額無しに10%税率を適用して申告不要とした上で、その間に、今後の税制のあり方を検討していくことも考える必要があるのではないか。



(2) 日本版 I S A (小口の継続的長期投資非課税制度)

- ◎小口の投資非課税制度として、日本版ⅠSAのような拠出額をベースに非課税枠を設定する方法による 場合、次のような理由から導入に時間がかかる可能性が高い。
 - ・日本版 401(k) など、拠出額で管理している既存の年金型貯蓄との整理統合が問題となる可能性があ ること
 - ・配当や譲渡益というフローの所得で限度額を設定する高齢者投資非課税制度とは別の仕組みの限度額 管理システムが必要となること
- ◎ I S A 口座で出し入れした場合の限度額の取扱いも問題となる。50万円拠出して、10万円引き出した後 に、60万円預け入れた場合、ネットでは100万円預け入れたことになるが、制度の趣旨から言えば後か ら預け入れた 60 万円のうち非課税扱いとなるのは 50 万円になると思われる。複数の証券会社や銀行等 で口座を開設して限度額を管理することは困難で基本的に1人1口座となり、顧客の囲い込みにつなが るおそれもある。
- ◎金融庁の案では、非課税とする対象を配当に限定しているが、譲渡益も非課税とすべきである。同じ株 式から生じる所得のうち配当は非課税、譲渡益は課税としたのでは、仕組みが複雑になり、使い勝手が 悪くなる。ISA口座で譲渡損が生じた場合、譲渡損を非課税の配当から控除したのでは、投資家にと って不利になり、他の口座の譲渡益との損益通算が必要になる。限度額の累計が 1000 万円というのも少 ない。定年退職後20年から25年、ゆとりのある生活をすることを考えれば、2000万円程度の金融資産 は欲しい。
- ◎少額投資非課税制度としては、専用の非課税特定口座を設け、申告が不要な形にするのが望まれる。限 度額は拠出額ではなく、高齢者投資優遇制度の管理方法との整合性を考え、当該口座の運用益について 年間 50 万円、あるいは 100 万円まで非課税とし、超過額について源泉徴収で納税を完了する制度にした 方が、導入に時間もかからないし、申告事務負担増や社会保険料の増加を防ぐことができるのではない かと思われる。



図表 3 非課税専用口座イメージ図



4. 中長期的な税制の姿

- ◎中長期的には、金融所得一体化の方向で検討が行われると思われるが、その際にも単に税率を20%のそろえるだけでは中立性はとれない。配当は利子とは異なり法人段階で課税され、個人段階で課税される二重課税の問題がある。個人の段階での配当税率を20%に引き上げると、法人・個人を含めたトータルの税率は、利子が20%なのに対し、配当は52%となり非常に不利になる。譲渡益も同様である。
- ◎一体化の際には、非課税制度とは別に、例えば、配当(できれば譲渡損益も)については2分の1だけを課税対象にする等の二重課税調整措置を設ける必要がある。2分の1課税と併せて支払配当への法人税率を30%にすれば、トータルの税率を37%まで軽減できる。

図表4 利子所得に比べ二重課税で不利な株式所得

法人・個人段階の二重課税(税率を20%に揃えた場合)

	利子	配当	参考 内部留保		
	100	100	100		
法人課税	0	▲ 40	▲ 40		
40%	(損金算入)	(100 × 40%)	(100 × 40%)		
所得課税	▲ 20	▲ 12	▲ 12		
20%	(100×20%)	(60×20%)	(譲渡益課税)		
			(60 × 20%)		
トータルの	20%	52%	52%		
税率					
手取り	80	48	48		



図表 5 上場株式等の配当等の課税方法・税率(2008年度改正税法)

	2009年	2010年	2011 年以降
源泉徴収税率	10%*1		20%*2
年間受取配当が 100	課税方法は以下の選択※4		課税方法は以下の選択※6
万円以下の場合※3	・申告不要(実質 10%※1源泉分離課税)		・申告不要(実質 20% ^{※2}
	・申告分離課税(税率 10% ^{※1})		源泉分離課税)
	・総合課税 (累進税率)		・申告分離課税
年間受取配当が 100	課税方法は以下の選択※5		(税率 20%※2)
万円超の場合※3	・申告分離課税		• 総合課税
	・総合課税 (累進税率)		(累進税率)
・100 万円以下の部分	申告分離課税を選択		
・100 万円超の部分	申告分離課税を選択した場合の税率は 20%※2		
譲渡損との損益通算	申告分離課税を選択した場合にのみ可能		
特定口座**7での受取	不可	可	可
		年間受取配当 100 万円超の場	確定申告を選択可能
		合*3は、確定申告が必要	
特定口座**7での	不可	可	可
損益通算		(以下の場合は申告分離課税	(確定申告をした場合
		の選択が条件	は、申告分離課税の選
		・年間受取配当 100 万円超※3	択が条件)
		・年間受取配当 100 万円以下	
		※3で確定申告した場合)	
特定口座**7 での損益		10%**1	20%**2
通算後の配当に対す	_		
る源泉徴収税率			
配当控除	総合課税の場合にのみ可能 (国内上場株式等に限る)		

- ※1 所得税 7%、個人住民税 3%
- ※2 所得税 15%、個人住民税 5%
- ※3 他の口座で上場株式等の配当等を受け取っている場合は、これと合算した金額による。同一の支払者からの年間の支払金額が1万円以下のもの、即ち、年間の支払金額が1万円以下の銘柄等の配当等(少額配当等)を除く。8ページ「(4)100万円の上限金額の考え方」を参照のこと
- ※4 申告不要は配当等の支払ごとに選択できる。源泉徴収付の特定口座の場合は、特定口座ごとに、少額 配当等と少額配当等以外の配当の別に申告不要を選択できる。申告分離課税か総合課税かは、申告し た上場株式等の配当等全体での選択となる。
- ※5 少額配当等については申告不要の選択が可能である。
- ※6 申告不要は配当等の支払ごと(源泉徴収付の特定口座の場合は、特定口座ごと)に選択できる。申告 分離課税か総合課税かは、申告した上場株式等の配当等全体での選択となる。少額配当等とそれ以外



の一般配当等の区分はなくなる。

※7 源泉徴収付の特定口座

図表 6 上場株式等の譲渡益の課税方法・税率(2008年度改正税法)

	2009年	2010年	2011 年以降
年間の譲渡益が	申告分離課税 (税率 10%*1)		申告分離課税
500 万円以下の部分			(税率 20%※2)
年間の譲渡益が	申告分離課税 (税率 20%*2)		
500 万円超の部分			
譲渡損の配当との損	配当についても申告分離課税を選択した場合にのみ可能		
益通算	3年間の繰越控除可能	(翌年以降3年間の譲渡益	・配当との損益通算可能)
特定口座**3での配当	_	可	
との損益通算			
特定口座※3 の源泉徴	10%*1		20%*2
収税率			

※1 所得税 7%、個人住民税 3%

※2 所得税 15%、個人住民税 5%

※3 源泉徴収付の特定口座

(出所) 金融庁

